

経済産業省第三次補正予算事業施策のご案内

〔グローバル技術連携・創業支援補助金〕

	一般枠	創業枠
I. 制度の目的	複数の中小企業者等から構成されるグループが、技術流出防止や模倣品対策を図りながら海外展開を目指して取り組む施策開発とその成果に係る販路開拓を支援します。また、東日本大震災からの復興に資する取組を支援することにより、震災により影響を受けている被災地等の持続的な復興・振興を図ります。	創業期(創業10年以内)の中小企業者が外部のパートナーの支援・協力を得て将来の海外展開を念頭において取り組む試作開発と、その成果に係る販路開拓を支援します。(生産を目的とした機械設備の導入に要する経費等、営利活動に繋がる経費は除く) また、東日本大震災からの復興に資する申請を優先的に支援することにより震災により影響を受けている被災地等の持続的な復興・振興を図ります。
II. 補助率	補助対象経費の2/3以内。 補助限度額は、グループ1事業あたり5,000万円(下限400万円)	補助対象経費の2/3以内。 補助限度額は、グループ1事業あたり5,000万円(下限100万円)
III. 補助対象者	補助対象者となるには、中小企業者が2人以上含まれるグループを構成し、グループを構成する中小企業者等が連名で申請を行うことが必要。中小企業者のほか、大企業、大学、試験研究機関等がグループに参画することも可能ですが、本補助金の交付先は施策開発に取り組む中小企業者に限る。	パートナーの支援・協力を得られる創業期(創業10年以内)の中小企業者で、本補助事業にて事業主体となって試作開発に取り組む者が対象となる。また、複数の中小企業者がパートナーの支援・協力のもとにグループを構成し連名で一つの事業に申請することも可能。ただし、創業期の企業が主体的に事業に取り組むとともに創業期の企業が創業期以外の企業よりも経費支出が多い場合に限る。
IV. 補助対象事業	補助対象となる事業は、補助対象者が技術流出防止や模倣品対策を図りながら、海外展開を目指して行う新製品・新技術の試作開発(機械・器具・装置の高度化、材料の利用技術の開発、製品の開発、生産・加工法の高度化、システム・ソフトウェアの開発等)のうち技術的課題が明確なもの及び当該試作開発の成果に係る販路開拓の事業(試作開発を伴わない販路開拓のみの事業は補助対象外)になります。	補助対象となる事業は、補助対象者が将来の海外展開を念頭に置いて行う新製品・新技術の試作開発(機械・器具・装置の高度化、材料の利用技術の開発、製品の開発、生産・加工法の高度化、システム・ソフトウェアの開発等)のうち、技術的課題が明確なもの及び当該試作開発の成果に係る販路開拓の事業(試作開発を伴わない販路開拓のみの事業は補助対象外)になる。

なお、補助対象事業における主な留意事項については、HPの公募要領にてご確認ください。

VII. 申請手続き・問合せ先

- 受付期間 平成24年1月20日(金)消印有効 郵送のみ受付
- 問合せ先 全国中小企業中央会(連携支援部)
〒104-0033 東京都中央区新川1-26-19 全中・全味ビル
TEL: 03-3523-4904 ※この番号のみ受付

[問合せ対応時間] 月～金曜
9:30～12:00、13:00～16:30

- 申請書等、制度内容の詳細および公募要領は、全国中央会のホームページにてご確認ください。

<http://www.chuokai.or.jp/josei/sinsai-fukkou-g.html>